令和５年改訂版

みんなで準備
みんなで避難

災害時要配慮者の避難支援の手引き

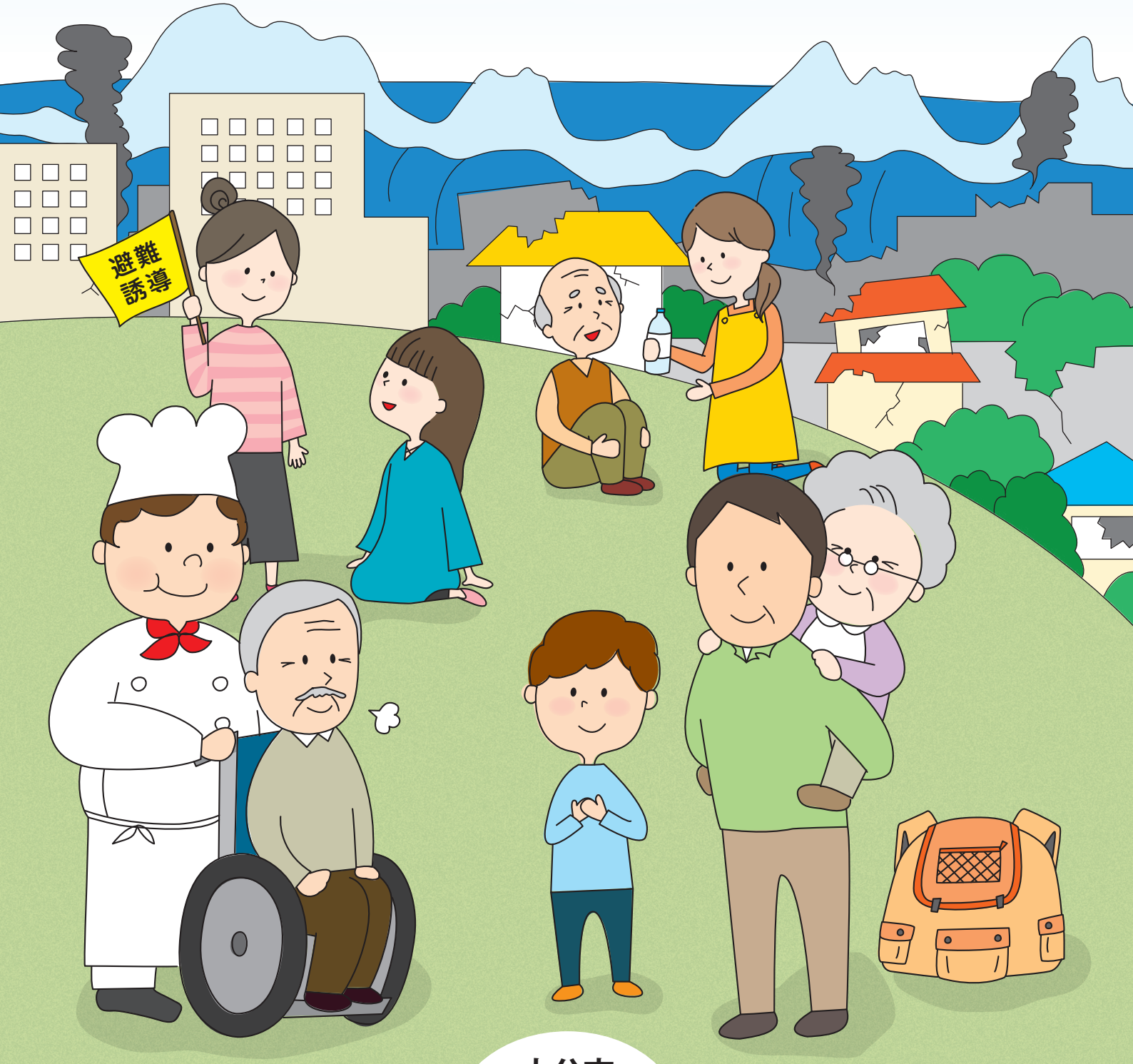

大分市

もくじ

知っていただきたいこと

はじめに …… 01
手引きの目的 …… 02

第１部

手引きの構成 …… 03
手引きの使い方 …… 04
手引きの登場人物 …… 05
この取組みで目指すもの …… 06
取組みの背景 …… 07
大分市の対策 …… 08
支援を必要とする方について …… 09
地域のみなさんについて …… 11
共助　なぜ地域で支え合うことが必要なのか …… 12
自助　自分のできることを考えてみよう …… 14
自助　始めてみよう …… 15

取り組んでいただきたいこと

第２部

みんなで避難するために …… 16
安全・安心な地域づくりは、ここからスタートです …… 17
ステップ1　地域でお互いのことを知る …… 19
ステップ2　地域で避難のことを考える …… 26
ステップ3　地域で行動する …… 39

安心安全な地域づくり

第３部

共助力のアップ …… 43

災害発生時の対応

第４部

災害が起こったら …… 49
避難生活支援 …… 53
支援が必要な方の特性に応じた対応 …… 57

はじめに

避難行動要支援者名簿を作成しています

平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。また、消防職員、消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成25年6月に、災害対策基本法が改正され、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿の作成が、市町村に義務付けられました。

また、避難行動要支援者ご本人から同意を得られた名簿は、平常時から災害に備えて地域の避難支援の関係者に提供されることになりました。

大分市では、平成27年から避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という）を作成し、同意を得られた方の情報を地域へ提供しています。

名簿を活用した実効性のある避難支援の体制づくりが大切です

名簿を活用して、事前の準備を進め、災害時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命を守ることが重要な目標です。そのためには、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成することが大切ですが、地域のみなさんのご協力がなければ、実効性のある計画になりません。

この手引きを参考にしていただき、一人でも多くの住民の方のご理解とご協力をお願いします。

手引きの目的

みなさんに取り組んでいただきたい「３つ」の実践

1. 地域でお互いのことを知る
2. 地域で避難のことを考える
3. できることから実行してみる

この手引きを通じて、ぜひ実践していただければと思います。

手引きの構成

この手引きは以下のように大きく４部構成でできています。
各部ごとのねらいと、特に読んでいただきたい対象者を整理しています。

第１部
知っていただきたいこと

災害に関する基礎知識

手引きの概要や第2部以降を実行するために必要な基本的な考え方などをまとめています。

対象者：地域のみなさん

第２部
取り組んでいただきたいこと

災害に備えた地域での実践

災害に備えて、避難行動要支援者の把握など地域で取り組んでいただきたいことをまとめています。

対象者：自主防災組織や自治会の会長、
自治委員、民生委員・児童委員などの
避難支援等関係者、
関心をもっていただいたみなさん

第３部
安全・安心な地域づくり

今から実現、安全・安心な地域

お互いが家族のように思い合い、支え合う地域を作っていくことが災害対策の大きな力となることをまとめています。

対象者：自主防災組織や自治会、関心をもっていただいたみなさん

第４部
災害発生時の対応

いざ災害、そのときどうする

災害時に必要な対応をまとめています。

対象者：地域のみなさん

手引きの使い方

○地域の防災活動の担い手のみなさんへ
（避難支援等関係者の方へ）

この手引きの「第2部 取り組んでいただきたいこと」を中心に、地域で実行していただければと思います。

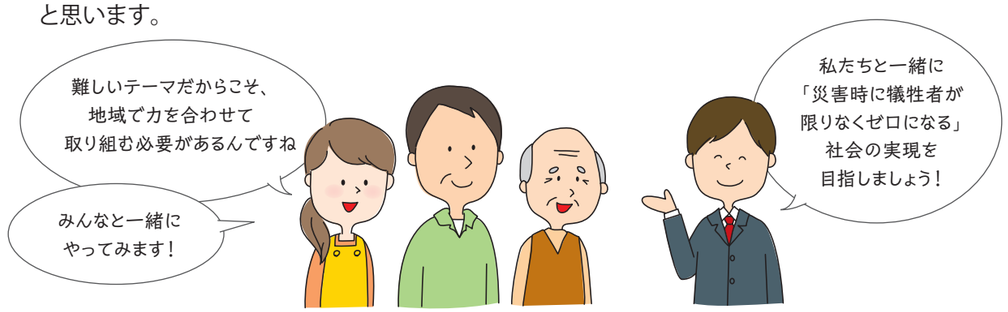

○災害時に特に支援を必要とされているみなさんへ
（避難行動要支援者の方へ）

「第2部　取り組んでいただきたいこと」に示している「個別避難計画」は、支援が必要な方ご本人の主体的な参加が必要です。ぜひご理解とご協力をお願いします。

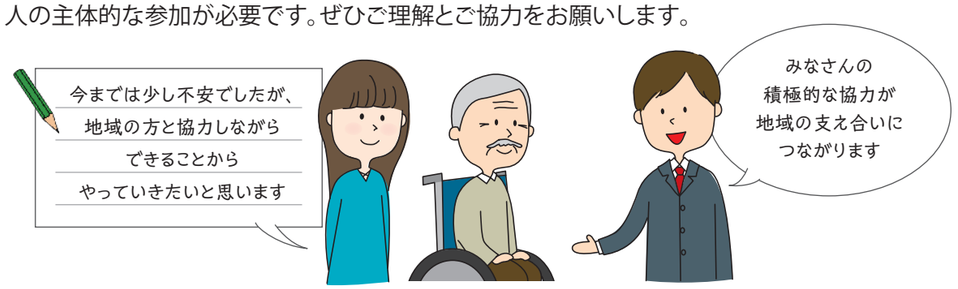

○地域住民のみなさんへ（避難支援等実施者の方へ）

どうしたら、地域のみなさんが助かることができるかを一緒に考えましょう。

手引きの登場人物

自分のため、地域のために
わたしたちと一緒 に、
学び、そして実践していきましょう!!

まなぶ君一家

まなぶくん
元気な小学５年生。防災活動に興味津々!

お父さん
会社員。地域の自主防災組織の役員になっている。

お母さん
主婦。近所の寝たきりのお年寄りにお弁当を届けるボランティアをしている。

おじいちゃん おばあちゃん
足腰はやや弱っているけどまだまだ元気。

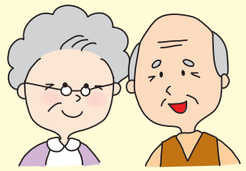

優子お姉ちゃん（いとこ）
会社員。まなぶくんの家の近くでひとり暮らしをしている。

こころちゃん
耳が聞こえない。いとこの優子お姉ちゃんと同僚で仲良し。

高崎さん
近所のおじいさん。移動は車いすを使っている。おじいちゃんの友達。

行政さん
まなぶくんの住む市の職員。

この取組みで目指すもの

みんなで準備　みんなで避難

日頃から、みんなで絆を深め、互いに気にかける地域だからこそ、隣近所で声をかけ合いながら、みんなで逃げ、みんなで助かることができます。

日頃から、地域ぐるみで備える

- 防災学習
- 避難場所や避難方法など地域での話し合い
- 防災避難訓練や避難所運営訓練
- 備蓄
- 非常持出品の準備　など

声をかけ合いながら、地域ぐるみで逃げる

- 状況判断をしながら、事前に決めておいた方法で逃げる
- 周りの人と助け合う

取組みの背景

東日本大震災では、災害時の避難支援の課題が、改めて浮き彫りになりました

平成23年3月11日の東日本大震災は、大きな被害をもたらし、特に沿岸部は、津波により甚大な被害を受けるなど、巨大地震の恐ろしさを認識させられました。

平成 23 年の東日本大震災において

被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割

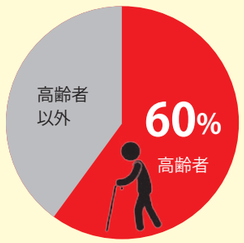

死者数に占める高齢者の割合

障がいのある方の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍

3.2人 ⇒ 7.7人
被災3県の人口1,000人あたりの死者数

消防職員や民生委員など多数の支援者が犠牲に

消防281名、民委56名
（死者・行方不明者数）

出典:「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針（平成25年8月）」／内閣府による

近い将来発生すると言われている南海トラフ地震では、大分市でも東日本大震災と同じように大きな被害を受けることが予想されています。

東日本大震災の教訓を生かして、防災対策に取り組んでいきましょう。

みなさんのご協力が必要です！

災害時の犠牲者を減らすためには、行政による「公助」の取組みをいっそう進めていきますが、それに加えて、それぞれの地域で「自助」や「共助」の取組みを進めていただくことが、安全・安心な地域づくりには大切です。

過去の大規模な災害では、近隣住民の助け合いである「共助」により多くの命が救われています。

「共助」の仕組みを整え、地域の防災力を高めていきましょう。

大分市の対策

大分市が進める南海トラフ地震対策

「安全で安心して暮らせるまちを目指す！」

「大分県地震津波被害想定調査結果（平成 31 年 3 月）**」**
南海トラフの巨大地震による被害想定より

市内の死者数：約**3,400**人

津波避難ビルが効果的に機能し、早期避難率が高く、
津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合

市内の死者数：約**50**人

被害が限りなくゼロに!

具体的な取組み

1．地震の揺れから身を守るための取組み

- 家具の固定、住宅・特定建築物の耐震化の促進
- シェイクアウト(注)の実施　など

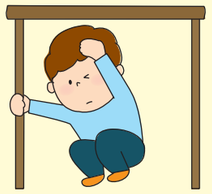

2．津波避難場所などが効果的に機能するための取組み

- 地震・津波避難行動計画の策定
- 津波避難場所・ビル等の確保　など

3．防災意識の高揚による早期避難率を高めるための取組み

- 防災訓練、防災講話の実施
- 「わが家の防災マニュアル」の配布・周知　など

4．津波情報の伝達や避難の呼びかけを効果的に行うための取組み

- 防災行政無線（情報伝達設備）の整備
- 防災メールの登録推進　など

5．避難後の生活を支援するための取組み（被災1日後の避難所生活者数：約6万2千人）

- 被災者救援物資等の備蓄
- 各家庭における食料や飲料水等の備蓄の促進　など

（注）シェイクアウトとは

大きな地震が起こった時の、自分の身を守る3つの安全行動
（①しせいをひくく　②あたまをまもり　③うごかない）
を身につける地震防災訓練

提供／効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

支援を必要とする方について

災害時要配慮者とは？

災害時に特に配慮が必要な人のことで、次のような方が考えられます。

●高齢者　●障がい者　●難病の人　●乳幼児　●妊産婦　●外国人 など

避難行動要支援者とは？

災害時要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難で、避難のために特に支援が必要な方です。

避難行動要支援者の要件

1. 身体障害者手帳第１種を所持する方
2. 療育手帳Ａ1、Ａ2を所持する方
3. 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する方
4. 障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定者の方
5. 障害支援区分4～6の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定者の方
6. 要介護認定３～５を受けている方
7. 「特定医療費（指定難病）受給者証」及び「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の方
8. 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち重症認定者の方
9. 上記以外で自治委員や民生委員・児童委員等から特に支援が必要とされた方
10. 上記以外で自ら名簿掲載を希望し、特に支援が必要と認められた方

【イメージ図】

【災害時要配慮者】

災害時に特に配慮が必要となる方（※旧災害時要援護者）

自宅で生活している方　※生活の拠点が地域にある

【避難行動要支援者】

自力では避難ができない（手助けが必要な）方

- 家族だけでは避難対応が困難な方
- ひとりでは避難が必要か判断できない方　など

長期入院患者
施設入所者
など

※生活の拠点が自宅にない方

わたしたちは、こんなことで困っています

災害時に「支援を必要とする方」の困りごとは様々です。あなたの周りにこのような方はいらっしゃいませんか。

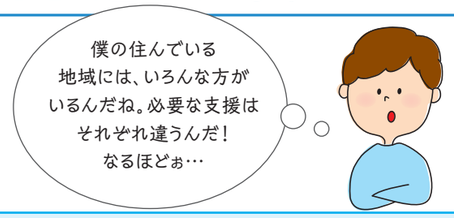

私たちは 情報の「取得」に困っています！

目の不自由な方

私たちは、文字や絵などから情報を得ることができません。

耳の不自由な方

私たちは、警報や避難放送が分かりません。

外国人の方

私たちは、日本語では情報が得にくい場合があります。

私たちは 状況の「判断」に困っています！

知的障がいのある方

私たちは、状況を理解して判断することが苦手です。

発達障がいのある方

私たちは、環境の変化に対応することが苦手です。

精神障がいのある方

私たちは、自分で避難すべき状況かどうか判断することが難しいです。

私たちは 避難の「行動」に困っています！

体の不自由な方

私たちは、素早い行動を取ることができません。

私たちは、車いすなどの器具に加えて、介助者がいないと避難ができません。

寝たきりの方

妊産婦

私たちは、走ったりできません。

私たちは 情報の「理解」に困っています！

認知症の方

私たちは、言葉でのやり取りや状況を理解することが苦手です。

私たちは、日本語だけでの情報では、理解ができない場合があります。

外国人の方

子ども

私たちは、むずかしい言葉はわかりません。

地域のみなさんについて

避難支援等関係者（以下「支援関係者」という）とは

地域の防災活動の担い手の皆さんで、市より避難行動要支援者の情報をお渡しする方です。

名簿の情報をもとに、避難に支援が必要な方を把握していただき、避難支援等実施者や必要な支援内容などを記載した個別避難計画の確認・更新をしていただく方です。

※実際に避難支援を行う方ではありません。

具体的には、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防団などのみなさん

避難支援等実施者（以下「支援者」という）とは

実際に災害が起きた際に、支援を行う方です。

具体的には、同居の家族や近くの親戚、隣近所の方、自主防災組織、組（班）員などのみなさんなどが考えられます。

共助

なぜ地域で支え合うことが必要なのか

行政だけでできることには限界があります

東日本大震災の経験などから、住民一人ひとりに対する「公助」（国・県・市町村による支援）には限界があることが明らかになってきています。大きな災害時に、犠牲者を減らすためには、「公助」に加え「自助」と「共助」の力が大切です。

共助

なぜ地域で支え合うことが必要なのか

被害を減らすための第一歩（顔が見える関係づくり）

家族を含めて隣近所同士が、まずは日頃からお互いに気にかけることが大切です。「あいさつ」「声かけ」から始まり、顔が見える関係づくりが、災害が起きた時にも助け合える地域づくりにつながります。

「お互いさま」の気持ちが大切です

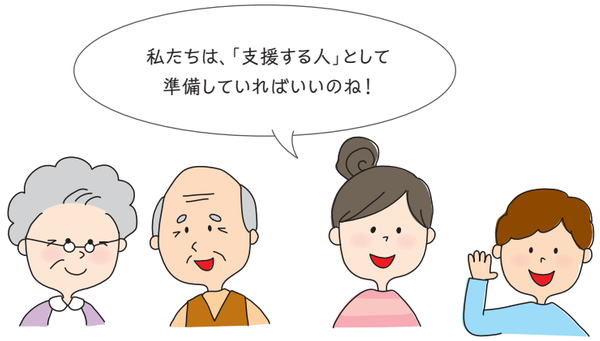

おじいちゃん おばあちゃん
寝たきりになったり、視力が落ちたり、耳が遠くなるかも

優子 お姉ちゃん
妊婦さんになっているかも

まなぶくん
倒れてきた棚で骨折して動けなくなるかも

例えば・・・

支援が必要な方々の避難準備を支援しましょう。

日頃のコミュニケーションを通じてお互いの理解を深めましょう。

自助

自分のできることを考えてみよう

あなたができることは何ですか？

みなさんの中には、「自分は助けてもらうことしかできない」と思う方もいるかもしれませんが、自分のできることを普段から準備しておくことで、周りの方の安全な避難に貢献できます。どんなに小さなことでも、自分ができることに取り組みましょう。

自助

始めてみよう

被害を減らすため、すぐに逃げられるための「今すぐできる」準備

まずは、一人ひとりが日頃から災害に備えることで、いざという時に、慌てず、落ち着いた行動を取ることができます。

災害が発生すると、地域の環境が一変します。災害発生後の生活に備えて、日頃から十分な準備をしておきましょう。

- ☐ 避難時に必要な持ち物の確認
- ☐ 生活必需品の備蓄
- ☐ 建物の耐震診断及び耐震化
- ☐ 家具の固定など室内の安全対策
- ☐ 「個別避難計画」の作成・共有
- ☐ お薬手帳のコピー
- ☐ 地域の防災訓練への参加
- ☐ 日頃から地域の方と顔なじみになっておく

備蓄・非常持ち出し品

- 食料や飲料水 ※最低3日分
- 必要な薬や医療機器
- 予備電源、モバイルバッテリー
- マスク、消毒液、ビニール手袋
- 紙おむつ、介護用品
- 眼鏡、補聴器、入れ歯等

個別避難計画・お薬手帳

被災時に支援が必要な事項を記載した「個別避難計画」や普段服薬している薬のことが記載されたお薬手帳のコピーなどをあらかじめ準備し、携帯することも大切な対策です。

室内でケガをしないために

- 家具の転倒防止
- 照明器具の落下防止
- ガラスで足を傷つけないための靴の準備
- ガラスの飛散防止

避難訓練への参加

積極的に参加して、自身のことを知ってもらう、地域の方々のことを知ることも有効な対策です。

第２部

みんなで避難するために

第1部では、この取組みの基本的な考え方について説明してきました。
第2部では、みんなで避難するために、どのように取り組むかを具体的に説明します。

取組みのながれ

1．避難行動要支援者名簿の作成
↓
2．名簿情報の提供に関する意思確認
↓
3．同意者名簿の提供
↓
4．個別避難計画の作成
↓
5．見守り活動や防災訓練の実施
↓
6．災害時の避難支援の実施

市町村が、避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得た方の名簿を支援関係者へ提供しています。

安全・安心な地域づくりは、ここからスタートです

地域で協力して取り組むことが大切になります！

「できることから」で構いませんので、ぜひ実行に移してみてください。

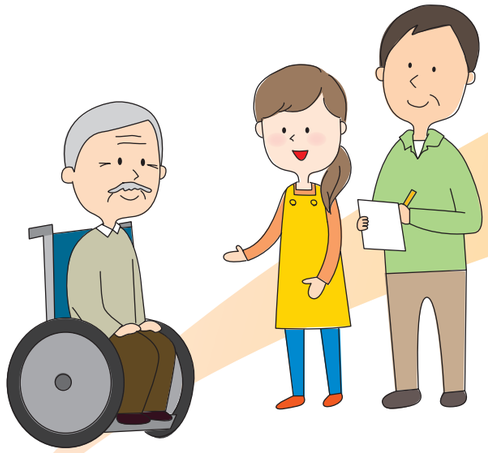

ステップ１

19ページをみる

～地域でお互いのことを知る～

■市から提供を受けた「名簿」をもとに、どんな支援を必要とする人が地域のどこにいるのか把握し、地域の関係者で情報を共有しましょう。

ステップ２

26ページをみる

～地域で避難のことを考える～

■「名簿」をもとに、実効性のある避難支援が行われるために、避難支援が必要な一人ひとりの「個別避難計画」の作成補助や確認・更新をお願いします。

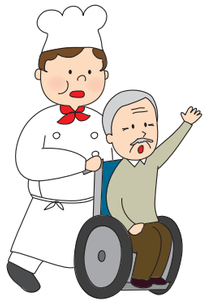

ステップ３

39ページをみる

～地域で行動する～

■一人ひとりの「個別避難計画」は、時間をかけて完璧なものを作ろうとするよりも、一度作ってみて、地域での避難訓練などを通じて、徐々に改善していきましょう。

■地域全体が協力しながら、お互いができる支援を行うことが大切です。

■避難訓練などの地域の活動を通じて、より実効性の高い「個別避難計画」づくりの補助と、災害に強い地域づくりをお願いします。

ステップ１

地域でお互いのことを知る

名簿づくりがはじめの一歩

いざという時に助け合ってみんなで避難するためには、支援を必要としている方を把握することが重要です。そのために、大分市では「避難行動要支援者名簿」を作っています。

しかし、行政だけの力では支援の必要な人全員を把握することは難しいと考えられますので、地域のみなさんの名簿づくりへのご協力が必要です。

まずは市が名簿をつくり、情報を提供します

▼名簿の提供まで

①大分市は、市内部で把握している情報をもとに避難行動要支援者を抽出
②抽出された避難行動要支援者に対して、同意書を送り情報を地域へ提供することへの意思を確認
③「同意が得られた避難行動要支援者」の名簿を、地域の避難支援等関係者へ提供
※名簿は、随時新たな同意者や異動者の情報を提供し、年に一度一括更新（全体の差替え）をしています。

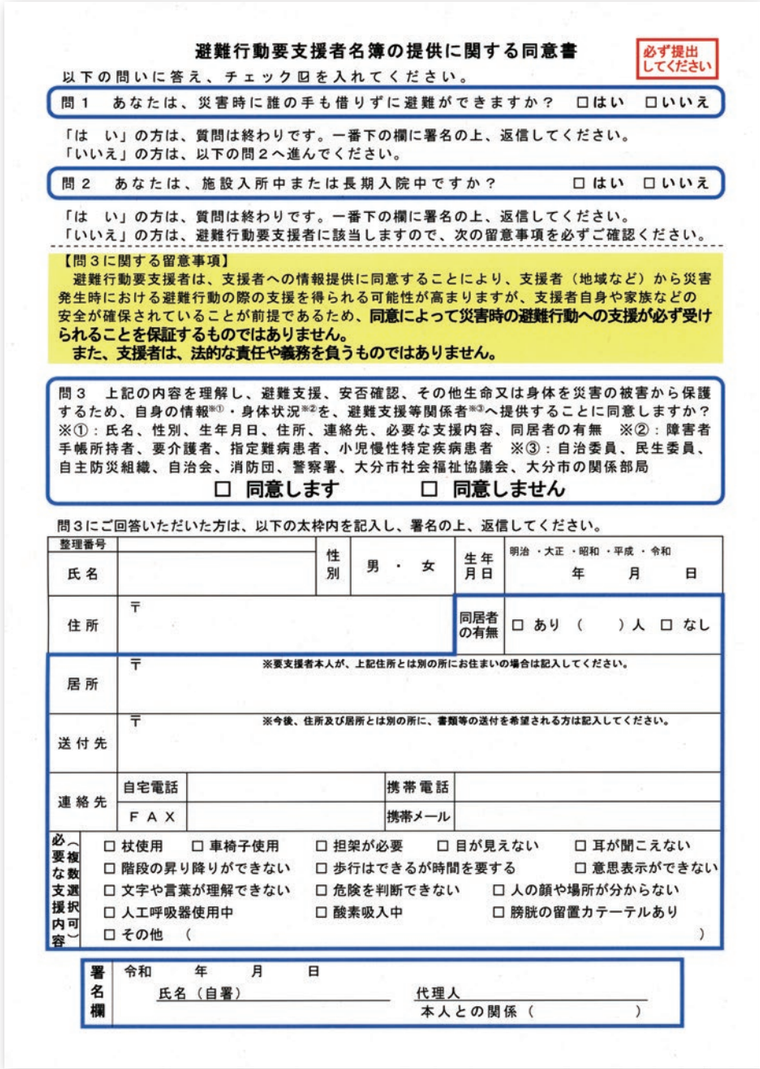

避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書　必ず提出してください

以下の問いに答え、チェック☑を入れてください。

問１　あなたは、災害時に誰の手も借りずに避難ができますか？　□はい　□いいえ

「はい」の方は、質問は終わりです。一番下の欄に署名の上、返信してください。
「いいえ」の方は、以下の問２へ進んでください。

問２　あなたは、施設入所中または長期入院中ですか？　□はい　□いいえ

「はい」の方は、質問は終わりです。一番下の欄に署名の上、返信してください。
「いいえ」の方は、避難行動要支援者に該当しますので、次の留意事項を必ずご確認ください。

【問３に関する留意事項】
避難行動要支援者は、支援者への情報提供に同意することにより、支援者（地域など）から災害発生時における避難行動の際の支援を得られる可能性が高まりますが、支援者自身や家族などの安全が確保されていることが前提であるため、**同意によって災害時の避難行動への支援が必ず受けられることを保証するものではありません。**
また、支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

問３　上記の内容を理解し、避難支援、安否確認、その他生命又は身体を災害の被害から保護するため、自身の情報※①・身体状況※②を、避難支援等関係者※③へ提供することに同意しますか？
※①：氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、必要な支援内容、同居者の有無　※②：障害者手帳所持者、要介護者、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者　※③：自治委員、民生委員、自主防災組織、自治会、消防団、警察署、大分市社会福祉協議会、大分市の関係部局

□ 同意します　　□ 同意しません

問３にご回答いただいた方は、以下の太枠内を記入し、署名の上、返信してください。

整理番号					
氏名		性別	男 ・ 女	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日
住所	〒			同居者の有無	□ あり（　）人　□ なし
居所	〒　※要支援者本人が、上記住所とは別の所にお住まいの場合は記入してください。				
送付先	〒　※今後、住所及び居所とは別の所に、書類等の送付を希望される方は記入してください。				
連絡先	自宅電話		携帯電話		
	ＦＡＸ		携帯メール		
必要な支援内容（複数選択可）	□ 杖使用　□ 車椅子使用　□ 担架が必要　□ 目が見えない　□ 耳が聞こえない □ 階段の昇り降りができない　□ 歩行はできるが時間を要する　□ 意思表示ができない □ 文字や言葉が理解できない　□ 危険を判断できない　□ 人の顔や場所が分からない □ 人工呼吸器使用中　□ 酸素吸入中　□ 膀胱の留置カテーテルあり □ その他（　）				

署名欄　令和　年　月　日
氏名（自署）　代理人
本人との関係（　）

地域からの情報提供をお願いします

▼名簿への追加登録

名簿には載っていなくても、災害時に避難支援の必要な方が地域にいるかもしれません。避難行動要支援者として追加登録ができますので、日頃の取組みの中で、気になる方がいたら教えてください。

●追加登録の流れ（例）

①気になる人がいたら、ご本人や家族と話してみて、身体状況を確認しましょう。
②支援が必要と考えられる場合は、お近くの自治委員または民生委員・児童委員に相談しましょう。
③避難行動要支援者として登録する場合は、「追加登録申請書兼同意書」と「個別避難計画」を提出しましょう。
※詳しくは、福祉保健課までお問い合わせください。

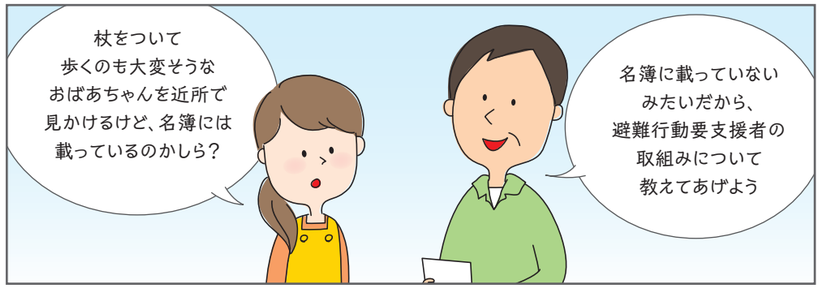

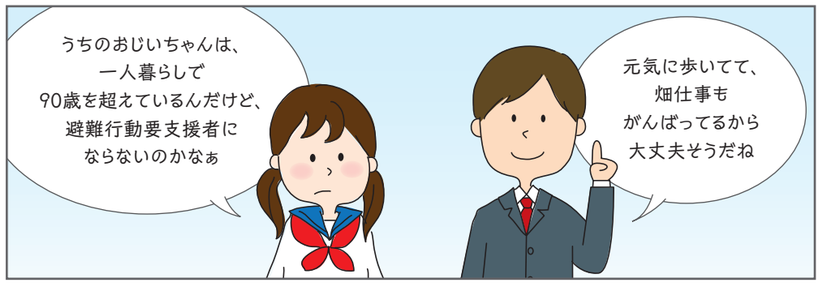

参考　災害時に一人で避難することが困難な方の情報把握例

1）自治会活動や地域の行事から得られた情報
2）民生委員などの日頃の取組みから得られた情報
3）自主防災組織などによる防災訓練等を通じて得られた情報

▼名簿の情報更新

名簿は一度つくって終わりというわけではありません。

名簿の管理は行政で行っていますが、情報の更新には地域からの情報提供など、みなさんのご理解とご協力が不可欠です。

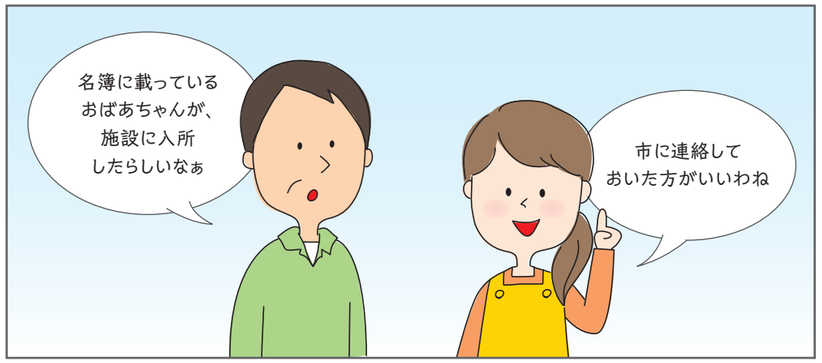

※市が作成する名簿は完全なものではありません。
登録されるべき方のお名前が名簿にない場合、以下のことが考えられます。

①市が把握できていない

市が定義する身体要件に合致していないなど、支援が必要な人が避難行動要支援者として登録されていない可能性があります。

②ご本人から情報提供の同意をいただいていない

不同意の意思表示をしているか、または、意思確認の回答をしていない可能性があります。

「ご本人の同意」が大切な理由

大分市は、市内部で把握している情報をもとに、名簿を作成することができますが、ご本人の同意がないと地域の支援関係者に情報提供できません。

ご本人の同意があれば、「名簿」をもとに避難支援が必要な一人ひとりの「個別避難計画」を地域のみなさんと共有することができ、避難のための事前準備や災害時の支援につながります。

名簿に登録する必要があるみなさんに、名簿に記載される内容や、名簿の活用目的、提供先などについてご理解いただいた上で、名簿の活用や避難支援の取組みに同意していただき、ご自身も積極的に関わっていただくことが大切です。

※災害時には、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある時は、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、支援関係者などに名簿情報を提供することがあります。

名簿情報は共有することができます

名簿情報は、自主防災組織や自治会などの団体・組織において、避難支援に必要な範囲で情報共有することが可能です。

ポイント

**名簿情報を共有することで、
より実効性のある避難支援につながります。**

- 災害時には、支援者が必ず近くにいるとは限りません。また、少人数の支援者だけでは連れて逃げるのが難しい人もいます。
- 様々な状況が考えられる中で、より確実に避難支援を行うために、近くにお住まいの方などへ情報を伝えておくのも一つの方法です。

※地域への情報提供については、ご本人や家族の同意を得ておりますが、近隣の住民など、より広くお知らせする場合は、その共有範囲についてはご本人と話して決めることにしましょう。

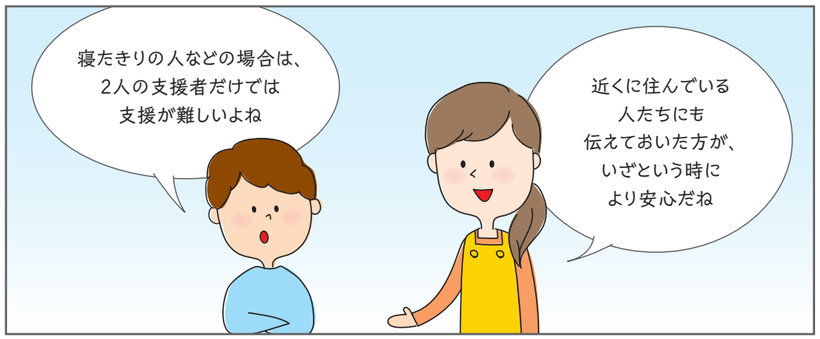

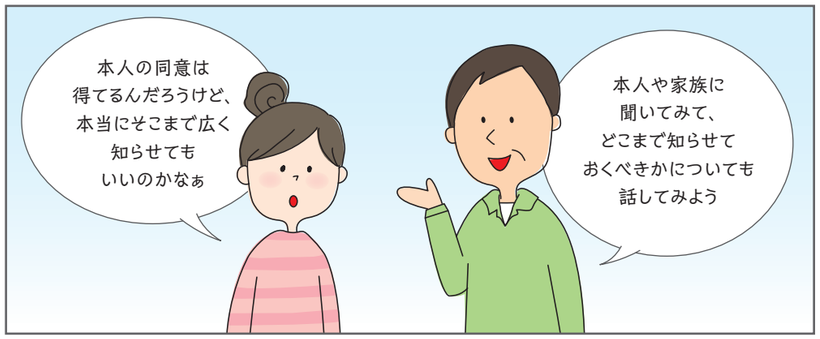

ステップ１
地域でお互いのことを知る

名簿情報の管理が大切です

名簿には個人情報が含まれていますので、管理には注意が必要です。

名簿管理上のルール

- 保管場所の特定（施錠可能な場所などへ保管する）
- 取扱ルールの順守（複製・複写は行わない）
- 名簿等の引き継ぎ（取扱者の交代時は、引き継ぎを行う）

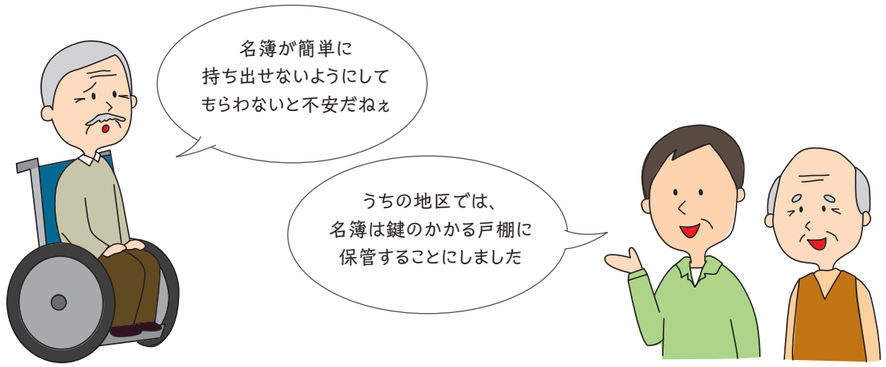

※名簿の提供を受けた方はもちろんですが、名簿情報を共有した方にも守秘義務が課せられます。

名簿の活用方法について

名簿は避難支援に必要な活動に活用できます。

平常時

- 災害時を意識した連絡網の作成
- 必要な支援内容の確認のための訪問など
- 防災訓練などへの呼びかけ

災害時

- 避難所開設情報等の災害情報の伝達
- 避難場所への避難誘導
- 安否確認

ステップ２
地域で避難のことを考える

いざという時にやるべきことを具体的にするのが「個別避難計画」

災害が起こった直後は、周りも自分も混乱していて、普段と同じ様に行動できないことが予想されます。いざという時のためには、普段から一人ひとりが、誰と、どこに、どうやって避難するかを考えておくことが重要です。

そのために、みなさんには「個別避難計画」の作成補助・確認・修正をお願いします。

「個別避難計画」の作成補助・確認・修正をする前に
必ず読んでください！

支援が必要なご本人やご家族が個別避難計画を作成しています。自主防災組織や自治会の方々などが作成補助・確認・修正をするときは、ご本人やご家族と話し合いながら、いざという時にご本人の状態にあった避難支援が行われるよう、具体的な計画にしていくことが大切です。

ポイント1　災害想定に応じた計画づくりを

個別避難計画を作成する際には、地域において想定される災害をもとに、避難に時間的余裕のない災害（津波災害）と事前にある程度予測できる災害（風水害など）を分けて考えましょう。

- 津波等の浸水区域や到達時間予測は地域によって異なりますので、「わが家の防災マニュアル」を参考の上、まず地域の浸水想定を確認してください。

※大分市のホームページに「わが家の防災マニュアル」や「ハザードマップ」などを掲載しています。

ポイント2　「個別避難計画」をつくるにあたって守りたいこと

個別避難計画を作成する前に、支援関係者やご本人との間で共通の認識をもつことが大切ですので、参考にしてください。

- **みんなで考えよう！**
  地域の関係者や支援する人、支援を受けるご本人が協力し、具体的に話し合いをしましょう。
- **無理な作成はしない！**
  個別避難計画を作成する際に、「支援する人が見つからない」「避難の仕方が決まらない」などの壁にぶつかることも考えられます。一度に解決しようとせずに、「まずは決められることから」進めていきましょう。
- **支援者に頼りすぎない！**
  支援する人を決めたとしても、災害時にその人が外出しているかもしれません。いざという時には地域全体で協力し合いながら、助け合うことが大切ですので、「作成したら終わり」ではなく、避難訓練などを通じて、地域のみなさんで理解し合うことが重要です。

「個別避難計画」をつくる時の基本的な流れについて

ここでは、個別避難計画をつくるにあたり、考えられる手順の例を示します。

ながれ（例）

1．ご本人とご家族が「個別避難計画」を作成しています

↓

2．個別避難計画の作成補助・確認・修正をしてみよう

① 確認の場を持とう

② ご本人やご家族と話してみよう

③ 支援者を決めよう

④ 避難場所や避難経路を考えよう

⑤ ご本人やご家族と確認しよう

↓

3．作成した個別避難計画を共有しておこう

※個別避難計画の作成については、いろいろな考え方や方法があり、避難行動要支援者の状態や地域のおかれた状況によっても、内容が全く異なるものになりますので、それぞれの地域における方法で進めていただいても差し支えありません。

みんなで知恵と思いやりを持ち寄ってつくりましょう

大分市では、各地域の状況や支援を必要とする方の特性に合わせた支援が行えるよう、個別避難計画の様式を定めています。
以下に記入例を示していますので参考にしてください。

《記入例》

利用者番号	123 456

大分市避難行動要支援者　個別避難計画

私は以下の個別避難計画の内容を、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、避難支援等実施者に提供することに同意し、大分市に報告します。

【基本情報】

フリガナ 氏　名	オオイタ　タロウ 大分　太郎	性別	(男)・女	生年月日	明治・大正・(昭和)・平成・令和 19 年 5 月 1 日
住　所	〒 870－●●●● 大分市荷揚町●番●●号			自治区名	大分市自治会
				自主防災会名	大分市防災会
連絡先	自宅電話	5●●－●●●●	携帯電話	090-●●●●－●●●●	
	ＦＡＸ	5●●－●●●●	携帯メール	siyakusyo@123.ne.jp	
同居者の有無			(あり) 1 人）・ なし		

必要な支援内容
- ☑杖使用　□車椅子使用　□担架が必要　□目が見えない　□耳が聞こえない
- ☑階段の昇り降りができない　☑歩行はできるが時間を要する　□意思表示ができない
- □文字や言葉が理解できない　□危険を判断できない　□人の顔や場所が分からない
- □呼吸器使用中　□酸素吸入中　□膀胱の留置カテーテルあり
- ☑その他（耳の聞こえが良くないので、大きな声で呼びかけてほしい。　）

【緊急時の連絡先】※相手方の同意を得た上で記入してください。

①	フリガナ	トウキョウ　ハナコ	住　所	〒 120－●●●● 東京都足立区●●町●丁目●番
	氏　名	東京　花子		
	本人との関係	長女		
	自宅電話	03－●●●●－●●●●	携帯電話	0●0－●●●●－●●●●
	ＦＡＸ	03－●●●●－●●●●	携帯メール	●●●●●@●●.●●.jp
②	フリガナ	オオイタ　ジロウ	住　所	〒 870－●●●●
	氏　名	大分　二郎		大分市●●町●丁目●番
	本人との関係	弟		
	自宅電話	5●●－●●●●	携帯電話	0●0－●●●●－●●●●
	ＦＡＸ	5●●－●●●●	携帯メール	●●●●●@●●.●●.jp
③	フリガナ		住　所	
	氏　名			
	本人との関係			
	自宅電話		携帯電話	
	ＦＡＸ		携帯メール	

基本情報の修正
→34ページ

緊急連絡先の記入
→34ページ

【避難支援等実施者の連絡先】※相手方の同意を得た上で記入してください。

①	フリガナ	オオイタ　ウメコ	住　所	〒 870－●●●● 大分市荷揚町●番●●号
	氏　名	大分　梅子		
	本人との関係	妻		
	自宅電話	5●●－●●●●	携帯電話	0●0－●●●●－●●●●
	ＦＡＸ	5●●－●●●●	携帯メール	●●●●●@●●.●●.jp
②	フリガナ	トナリノ　タスケ	住　所	〒 870－●●●● 大分市●●町●丁目●番地
	氏　名	隣野　太助		
	本人との関係	知人（隣人）		
	自宅電話	5●●－●●●●	携帯電話	0●0－●●●●－●●●●
	ＦＡＸ	5●●－●●●●	携帯メール	●●●●●@●●.●●.jp

避難支援等実施者（支援者）の連絡先の記入
→35ページ

【自宅情報及び避難場所などの情報】

自宅情報（位置を記載）	普段いる部屋	玄関を入ってすぐの東側の部屋（居間）		
	寝室	玄関を入って廊下突き当り西側の部屋		
避難場所	地震	●●●公園	津波	●●●公園
	風水害	●●●小学校	指定避難所	●●小学校
避難経路に関する特記事項	杖を使用しているため、△△小学校へ避難する際は、歩道橋ではなく、遠回りして横断歩道を渡って避難する。 冠水の恐れがあるので、線路のガード下は通らない。 車椅子なので、なるべくでこぼこの少ない道を設定してほしい。			

自宅情報の記入
→34ページ

避難場所などの記入
→36ページ

【支援に関する留意事項】

避難時の留意事項	車椅子を使用しているので、段差があれば抱えてもらいたい。 目が見えないため、付き添いをしてほしい。 また、急いで避難するのは難しいため、至急の時はおんぶや車椅子などの手段を考えてほしい。
避難先での留意事項	膝が痛くてかがめないので、洋式トイレが必要です。 普通食を食べることができないため、食事への配慮をお願いします。 普段オムツを使用しているので、トイレ以外で交換できるスペースを作ってほしい。

留意事項の記入
→34ページ

※この計画によって、災害時の避難行動への支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

それでは「個別避難計画」をつくってみましょう

ここからは各手順について詳しく見ていきます。

1. ご本人とご家族が「個別避難計画」を作成しています

市は、同意を得られた避難行動要支援者へ個別避難計画の用紙を送付し、家族とともにできる範囲での計画作成を依頼します。

▼自助の意識で事前の準備をしましょう

自助の意識をしっかり持って、自分自身やご家族で、避難場所の確認や非常持出品の用意など、日頃から災害に備えた準備をしておきましょう。

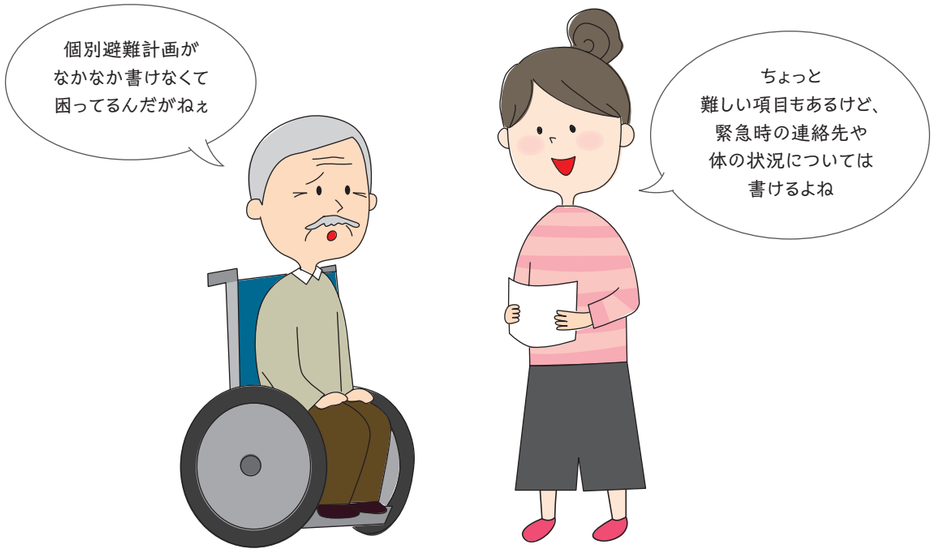

市は、返送された個別避難計画を登録し、ご本人に返送すると共に、支援関係者へも情報提供を行います。

2. 個別避難計画の作成補助・確認・修正をしてみよう

① 確認の場を持とう

個別避難計画の作成補助・確認・修正をするにあたり、自主防災組織などが中心になって支援関係者の方々とともに、これからの進め方などを確認する場を持ちましょう。

▼想定される災害を考えましょう

まずは、自分たちの地域において、想定される災害について考えてみましょう。

また、津波や洪水の浸水想定区域などについては、「わが家の防災マニュアル」も参考にしながら確認してみましょう。

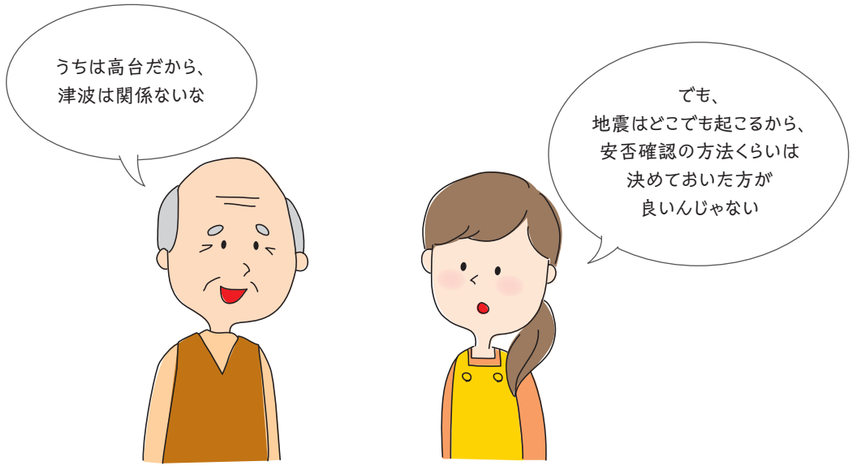

▼地域全体の避難について考えましょう

想定される災害ごとに、避難場所や避難経路を確認し、情報伝達や安否確認の方法についても考えてみましょう。

ステップ2
地域で避難のことを考える

▼全員の個別避難計画を把握しましょう

集まったみなさんで個別避難計画の内容を確認し、実効性のある計画内容になっているかを見てみましょう。

具体的には各避難行動要支援者の身体状況や津波到達時間等を踏まえ、地域で決められた避難場所へ、現実的に避難することが可能かどうかなどを確認しましょう。

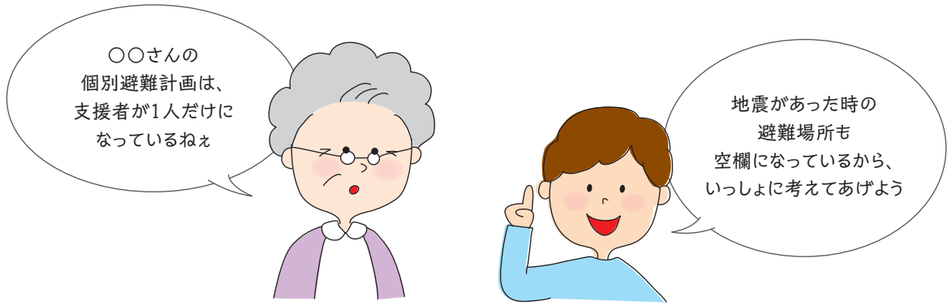

▼担当者を決めましょう

避難行動要支援者の個別避難計画の作成補助・確認・修正をするにあたり、誰が各避難行動要支援者のお手伝いをするのかについて決めておきましょう。

少しでもご本人やその家族を知っている人であれば、これからのお話がしやすいかもしれません。

ポイント1　確認の場に集まる方々

どんな人が個別避難計画の作成補助・確認・修正に携わるのか、具体的に例を挙げますので、イメージを持っていただければと思います。

▼確認の場に集まる人

- 名簿情報の提供相手となっている地域の支援関係者（自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会など）
- 自主防災組織は、自主防災会長をはじめとする各役員や防災士の方
- 自治会は、自治会長をはじめとする各役員（班長や組長など）の方

② ご本人やご家族と話してみよう

担当者は、避難行動要支援者を訪問して、個別避難計画の作成補助・確認・修正をしましょう。

▼取組みの趣旨を説明しましょう

取組みの概要をはじめ、ご本人がこの取組みについて同意していることや、個別避難計画の確認に来た旨を説明し理解を得ましょう。

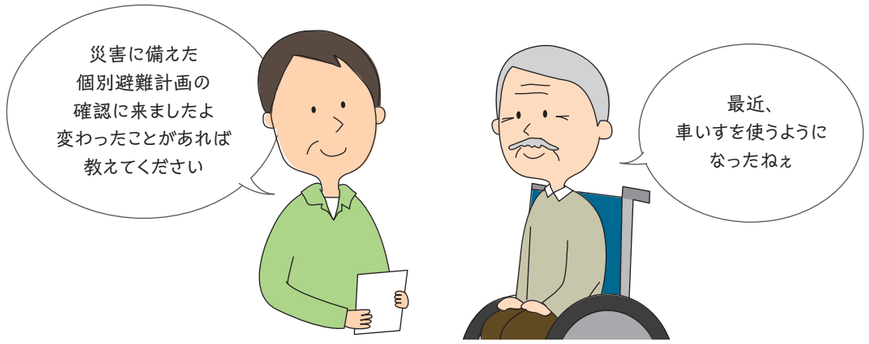

▼本人に関する情報を聞きましょう

「基本情報」「緊急時の連絡先」「自宅情報」については、ご本人やご家族の方に確認してみましょう。

「緊急時の連絡先」は遠くの方でもいいので、いざという時に連絡が必要なご家族やご親戚を書いておきましょう。

▼必要とする支援内容を把握しましょう

「支援に関する留意事項」は、避難時の支援や避難先での支援に必要となる情報ですので、お身体の状態やどうのような支援が必要かについて具体的に詳しく聞きましょう。

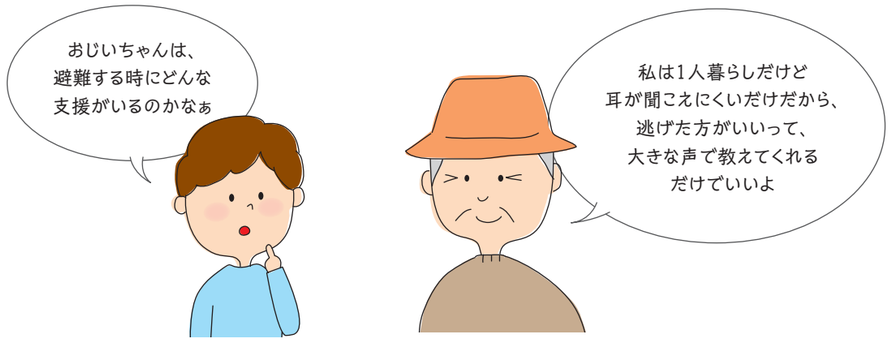

▼支援者について確認しましょう

まずは、ご家族やお近くの親戚の方からの支援が可能かどうかについて確認しましょう。

ご家族などで支援が困難な場合は、近くに支援者になってもらえそうな人がいるか聞いてみましょう。

③ 支援者を決めよう

ご本人の意向も踏まえ、災害時に避難支援をお願いできる方を探しましょう。

また、実効性のある避難支援を行うために、一人の支援者が多くの避難行動要支援者を受け持つことは避けましょう。

避難に時間的余裕のない災害で、個人名での支援者の決定が難しければ、団体名（自主防災組織など）を記載し、団体の中で支援に関する情報を共有しておく方法もあります。

ポイント2 支援する方をどのように確保するか

▼支援者を決める場合の注意点

- ご本人やご家族の希望する方を優先するなど、信頼関係が築きやすい方を支援者とする。
- 災害時に支援者の不在や支援者自身が被災しているなど支援できない場合を想定して、できるだけ複数名を決めておく。
- 支援者には、あらかじめ役割を説明する。
  ①「個別避難計画」の作成・更新への協力
  ②ご本人とのコミュニケーションづくりや信頼関係構築
- 支援者が、災害時の対応への負担感を抱き、不安にならないよう、「まずは自身やその家族の安全を確保した上で、可能な範囲で支援を行う」ということを、地域の関係者全体で確認する。

▼支援者がなかなか決まらない場合

津波災害などを想定すると、支援の時間が短いなどの理由で「支援者」が決まらないということも考えられます。

そのような場合は、個人名ではなく自主防災組織や自治会の班や組などの団体名を記載し、地域で支援するなどの方法も考えられます。

④ 避難場所や避難経路を考えよう

できる限り、ご本人やご家族の方にも参加してもらい、支援者の方とともに、話し合いの中で、避難場所、避難経路、避難方法を決めましょう。

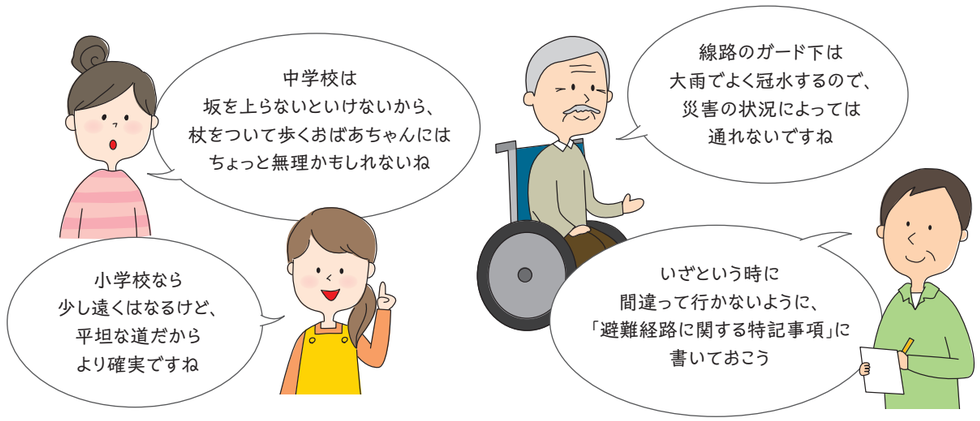

ポイント3-1 Q いつ避難すればいいの？

A 市区町村や気象庁から発表される5段階の警戒レベルと避難情報の意味を正しく理解して、逃げ遅れることのないよう、安全に避難しましょう。

避難の目安となる5段階の警戒レベル

警戒レベル	状況	避難情報等	警戒レベル相当情報
警戒レベル 5	●災害発生または切迫	**緊急安全確保**（大分市が発令） **命の危険　直ちに安全確保!** 災害が発生、またはまさに発生しようとしている場合、少しでも浸水しにくい高い場所への移動やがけから少しでも離れた部屋への退避、近くの堅固な建物への移動など緊急に安全を確保するようにします。 （緊急速報メールで発信）	●大雨特別警報（浸水害） ●大雨特別警報（土砂災害） ●氾濫発生情報 ●高潮氾濫情報 など
〈警戒レベル4までに必ず避難!〉			
警戒レベル 4	●災害のおそれ高い 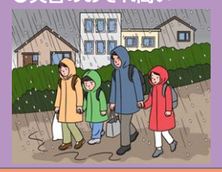	**避難指示**（大分市が発令） **危険な場所から全員避難** 警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。 （緊急速報メールで発信）	●氾濫危険情報 ●土砂災害警戒情報 など
警戒レベル 3	●災害のおそれあり	**高齢者等避難**（大分市が発令） **危険な場所から高齢者等は避難** 避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人とその支援者などは、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。 （緊急速報メールで発信）	●氾濫警戒情報 ●大雨警報（土砂災害） など
警戒レベル 2	●気象状況悪化	**大雨・洪水・高潮注意報**（気象庁が発表） ハザードマップなどで自らの避難行動を確認しておきましょう。	●氾濫注意情報 など
警戒レベル 1	●今後気象状況悪化のおそれ	**早期注意情報**（気象庁が発表） 最新の防災気象情報などに注意して、災害への心構えを高めましょう。	

「警戒レベル相当情報」とは……警戒レベル相当情報は、国土交通省、気象庁、都道府県などが発表します。

ポイント3-2 Q どこに避難したらいいの？

A 避難行動判定フローで、避難場所を確認しましょう。

避難行動判定フロー　あなたがとるべき避難行動は?

スタート!
ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

●ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

↓

家がある場所に色が塗られていますか?

- いいえ → 自宅で安全確保できます。ただし、色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地やがけのそばなどにお住まいの人は、市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。
- はい ↓

災害の危険があるので、原則として、立ち退き避難（自宅の外に避難）が必要です。

- 例外 → 「屋内安全確保（垂直避難）」をするなら…
  ハザードマップなどで以下「3つの条件」を調べて、自宅にいても大丈夫かを確認しましょう。
  ❶家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない。
  ❷浸水深より居室が高い位置にある。
  ❸浸水しても電気やガス、水道、トイレなどが使え、飲料水や食料などの備えが十分にある。

  ●土砂災害の危険がある区域では「立ち退き避難」が原則です。

↓

ご自身または一緒に避難する人は避難に時間がかかりますか?

- はい ↓
  安全な場所に住んでいて身を寄せられる知人や親戚はいますか?
  - はい → 警戒レベル3高齢者等避難が出たら、安全な知人・親戚宅に避難しましょう(日ごろから相談しておきましょう)。
  - いいえ → 警戒レベル3高齢者等避難が出たら、市が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう。
- いいえ → 安全な場所に住んでいて身を寄せられる知人や親戚はいますか?
  - はい → 警戒レベル4避難指示が出たら、安全な知人・親戚宅に避難しましょう(日ごろから相談しておきましょう)。
  - いいえ → 警戒レベル4避難指示が出たら、市が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう。

⑤ ご本人やご家族と確認しよう

個別避難計画の内容について、ご本人やご家族、支援者とともに改めて全体を確認しましょう。

また、この計画の内容について、支援関係者（自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、市など）へ報告することについても了解を得ておきましょう。

3. 作成した計画を共有しておこう

市は、提出のあった個別避難計画を登録し、ご本人に返送すると共に、支援関係者へ情報提供を行いますので、地域の関係者の中で、情報の共有をしておきましょう。

ステップ３

地域で行動する

計画した避難方法を試してみる

どんなによくできた避難計画でも、大災害の時に初めてやってみるのではうまくいきません。普段から地域での訓練を通じて、支え合える関係づくりを進めましょう。

訓練の振り返りは、「個別避難計画」にしっかり反映しよう

訓練は実施したあとの振り返りも重要です。訓練でうまくいかなかったことや、もっとこうした方がいいというような気づいた点を踏まえて、「個別避難計画」の見直しをしましょう。

「個別避難計画」で決めたことができるか試してみよう

充実した「名簿」や良い「個別避難計画」が作成されても、災害時にしっかりと活用できるかどうか分かりません。

まずは、支援が必要な方と支援する方が一緒に訓練に参加し、安否確認や避難誘導などの練習をしておくことで、計画どおりにいかない部分や課題が見えてきます。そして、その課題について地域で話し合い、行政や関係機関と協議しながら一つずつ解決していくことが大切です。

支援が必要な方の参加が困難なときは、身体の状況をよく知っているご家族などに参加してもらいましょう。

名簿の活用

- 名簿に掲載されている方へ訓練参加を呼びかける
- 実際に名簿を使用した安否確認訓練の実施
- 避難行動 要支援者情報を記入した「避難行動要支援者マップ」の作成　など

個別避難計画の検証

- 実際の個別避難計画に沿った支援を実施してみる
- 避難行動要支援者と支援者とが一緒に個別避難計画を確認する

訓練の実施にあたっては、個別避難計画が実効性のある内容になっているかの検証が大きな目的となります。情報の伝達や避難行動の支援について点検してみましょう。

チェック項目例

- □ 避難準備の時間
- □ 避難方法や必要な用具等の確認
- □ 避難場所までの距離、経路、避難時間
- □ 避難支援に必要な人員の確認
- □ 避難先での留意事項の確認

地域の中で、理解や協力の輪を広げていきましょう！

地域の防災力を高めていくためには、より多くの方々に避難支援の取組みについてご理解いただき、活動いただくことが重要です。避難支援活動への参加者が多いほど、一人ひとりの負担も減り、人と人とのつながりも深くなります。

避難訓練を行う際には、避難行動要支援者と地域の方々の双方が参加しやすい環境づくりを心がけるなど、より多くの方々に体験していただくことが大切です。避難訓練などを通じて、支え合いの輪を広げていくことが、支援が必要な方の“孤立”を防ぐことにつながります。支え合いの地域づくりをみんなで進めていきましょう。

第３部

共助力のアップ

支え合って　ともに生きる　みんなが主役のまちづくり

みんなで支え合って安全・安心な地域をつくろう！

第2部では、取り組んでいただきたいことについて説明してきましたが、名簿の整備や個別避難計画の作成、訓練の実施などを通じて、お互いに顔が見える関係づくりを進めることが大切です。

日頃から支援する人も支援される人もお互いに思い合い、支え合い助け合うことが、安心していきいきと生活ができる、災害時にも強い地域づくりにつながります。

大分市では、地域の活動から発展した防災活動をきっかけに、福祉の取組みも発展し、安全・安心につながっていくことを目指して取り組みます。

目指す地域の姿

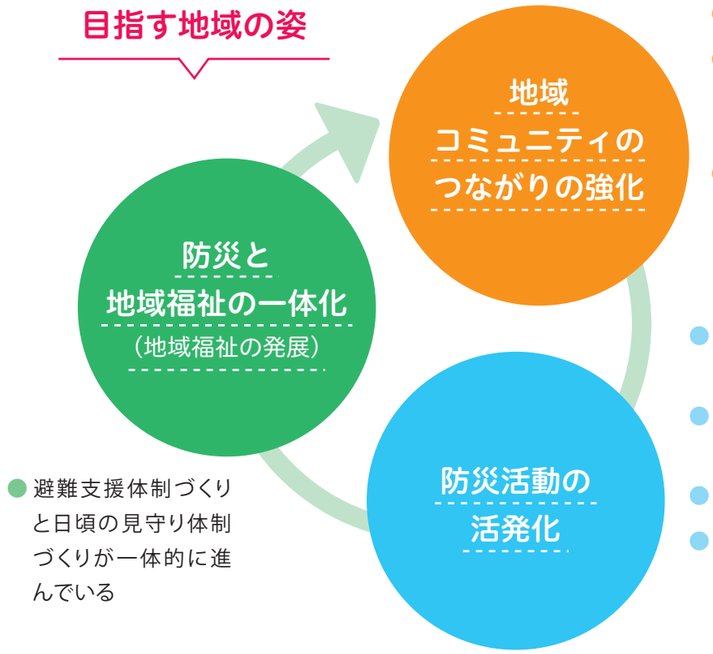

- 様々な地域活動が活発
- 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会などの関係者同士がつながっている
- 地域の支え合い、声かけ、見守りの関係づくりが進んでいる

- 日頃から、自主防災組織を中心に防災活動が活発
- 地域の中で、災害について学ぶ場や話し合いの場がある
- 様々な世代が参加している
- 様々な企業や民間サービス事業所などと連携して、災害時の組織的な行動の仕組みづくりが進んでいる

- 避難支援体制づくりと日頃の見守り体制づくりが一体的に進んでいる

※事例紹介1、2、その他の事例（P46~48）

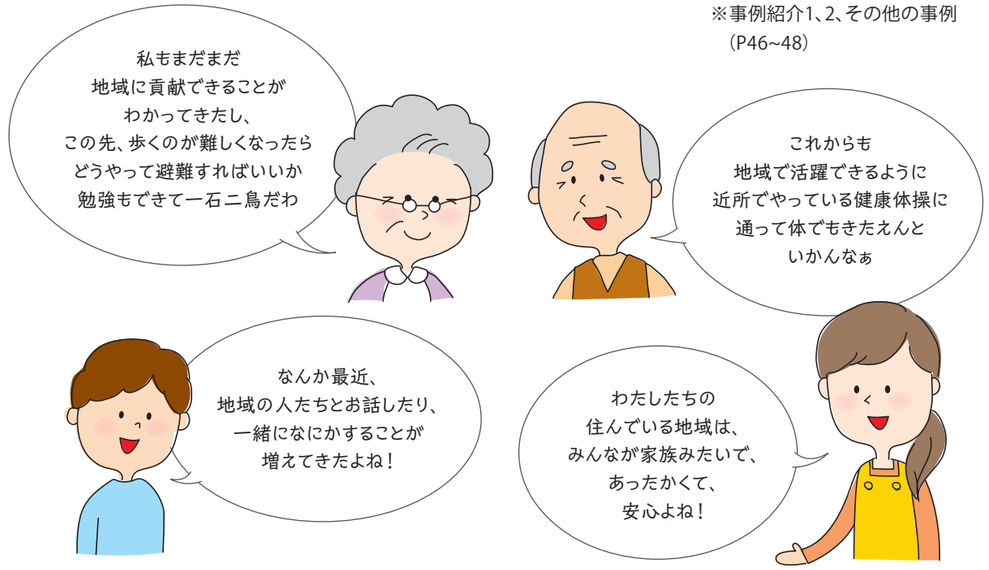

自主防災組織に対する補助

災害時要配慮者支援事業の補助金について

自主防災組織が実施する、災害時要配慮者（避難行動要支援者含む）に対する支援体制づくりにかかる経費に対して、補助金を交付する制度です。

活動の前に事前申請が必要です！

▼補助金交付の対象となる団体

自主防災組織に対して交付します。

連合防災会の場合は、構成する全ての自治区で取り組みをお願いします。

▼補助金交付の要件

①連絡体制表（避難行動要支援者への連絡網のようなもの）を整備すること。

②平常時に連絡体制表をもとに情報伝達訓練（訪問・電話等）を実施すること。

※災害発生時の避難支援活動費は、補助対象経費の対象外です。

▼補助額

補助対象経費の10分の10以内の額（千円未満切捨て）とし、6万円を限度とします。

（連合防災会の場合は、6万円に該当自治区の合計を乗じた額となります）

限度額を超えた部分は自主防災組織の負担となります。

▼補助対象経費

災害時要配慮者の避難支援体制構築に係る経費で次に掲げるもの

- 会議費
  会場借り上げ料、冷暖房使用料
  お茶等の飲料代等（菓子代及び弁当代を除く）
- 活動費
  電話代、ガソリン代その他自主防災組織の活動に要する経費として活動者に支出した費用。
  活動費は、活動者1人当たり1日2千円を上限とする。
- 消耗品費
- 印刷製本費
- 通信運搬費

事例紹介１

猪野下地区防災会の取組み

- 避難行動要支援者や一人暮らしの高齢者を対象に、年2回訪問による状況確認を行っている。
- 災害時にすぐ連絡ができるよう、「災害時連絡先一覧表」を作成し、避難行動要支援者や一人暮らしの高齢者に配布した。氏名、役職、連絡先に加え、顔写真を載せることで相談しやすくなるよう工夫している。また、大分県盲人協会に点字の連絡先一覧表の作成を依頼し、目が不自由な方へ配布した。
- 避難行動要支援者や一人暮らしの高齢者を含めた防災訓練や情報伝達訓練を実施している。

202●年度　●●●自治会　災害時連絡先一覧表

防災士 防災　士郎 携帯：090-1264-●●●● 第〇期防災士 A班	防災士 防災　美子 携帯：090-3574-●●●● 第〇期防災士 B班	民生委員 民生　花代 携帯：090-5672-●●●●
自治会長 自治　太郎 携帯：090-9510-●●●●	副会長 副会　長介 携帯：090-7563-●●●●	健康推進委員 健　康子 携帯：090-1597-●●●●

災害時、困ったら上記の誰でもよいので連絡を！

事例紹介２

長谷町防災会の取組み

- 災害時要配慮者や支援者を把握するため、全世帯に調査票を配布し、作成をお願いしている。
- 災害時要配慮者については、訪問による聞き取りを行い、独自の「個別対応マニュアル」を作成している。
- 「個別対応マニュアル」には、支援のタイミングや方法、準備物、支援者の支援の流れ等が記載されている。
- 防災会役員が中心となって活動を行い、避難行動要支援者の「個別避難計画」や災害時要配慮者の「個別対応マニュアル」に基づいた避難訓練を継続的に行うことで、支援方法等の見直しを定期的に行っている。

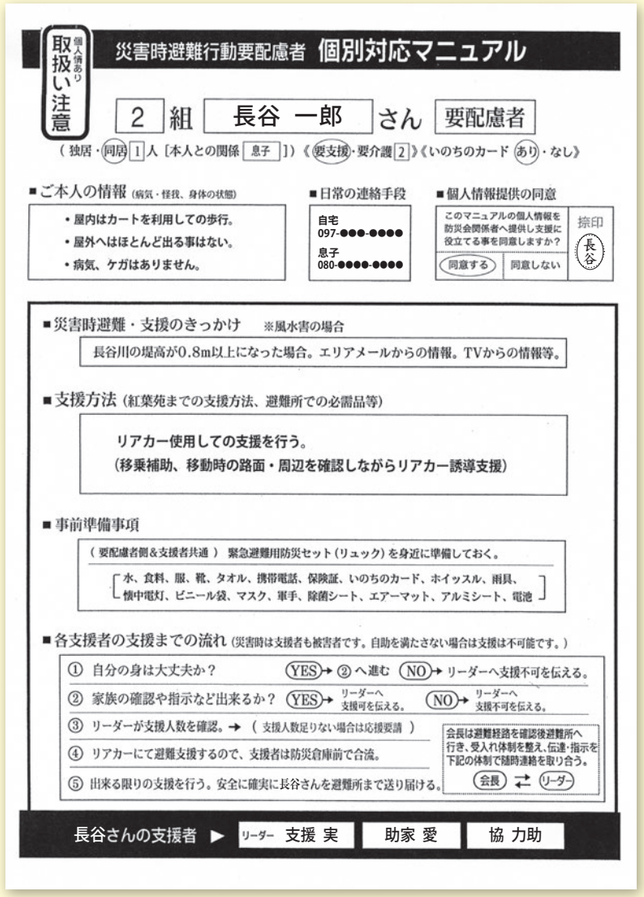

取扱い注意（関係者以外）

災害時避難行動要配慮者 **個別対応マニュアル**

2 組 長谷 一郎 さん 要配慮者

（独居・同居 1 人［本人との関係 息子］）《要支援・要介護 2》《いのちのカード あり・なし》

■ご本人の情報（病気・怪我、身体の状態）
- 屋内はカートを利用しての歩行。
- 屋外へはほとんど出る事はない。
- 病気、ケガはありません。

■日常の連絡手段
自宅 097-●●●-●●●●
息子 080-●●●●-●●●●

■個人情報提供の同意
このマニュアルの個人情報を防災会関係者へ提供し支援に役立てる事を同意しますか？
同意する ／ 同意しない
捺印 長谷

■災害時避難・支援のきっかけ ※風水害の場合
長谷川の堤高が0.8m以上になった場合。エリアメールからの情報。TVからの情報等。

■支援方法（紅葉苑までの支援方法、避難所での必需品等）
リアカー使用しての支援を行う。
（移乗補助、移動時の路面・周辺を確認しながらリアカー誘導支援）

■事前準備事項
（要配慮者側＆支援者共通） 緊急避難用防災セット（リュック）を身近に準備しておく。
［水、食料、服、靴、タオル、携帯電話、保険証、いのちのカード、ホイッスル、雨具、懐中電灯、ビニール袋、マスク、軍手、除菌シート、エアーマット、アルミシート、電池］

■各支援者の支援までの流れ（災害時は支援者も被害者です。自助を満たさない場合は支援は不可能です。）
① 自分の身は大丈夫か？ YES→②へ進む NO→リーダーへ支援不可を伝える。
② 家族の確認や指示など出来るか？ YES→リーダーへ支援可を伝える。 NO→リーダーへ支援不可を伝える。
③ リーダーが支援人数を確認。→（支援人数足りない場合は応援要請）
④ リアカーにて避難支援するので、支援者は防災倉庫前で合流。
⑤ 出来る限りの支援を行う。安全に確実に長谷さんを避難所まで送り届ける。
会長は避難経路を確認後避難所へ行き、受入れ体制を整え、伝達・指示を下記の体制で随時連絡を取り合う。
会長 ⇄ リーダー

長谷さんの支援者 ▶ リーダー 支援 実 ／ 助家 愛 ／ 協 力助

その他の活動事例

- 敬老行事の際、避難行動要支援者宅を訪問し、防災資料の配付や個別避難計画の確認を行っている。
- 平常時に連絡担当者が避難行動要支援者と連絡先を交換し、災害時の連絡内容を文書で互いに確認している。

  災害時、連絡担当者からは事前に避難場所の確認や避難の促し、事後は安否確認の連絡を行うこと、避難行動要支援者からは避難したことの連絡を行うこととしていたため、台風接近時に支援依頼があった際、迅速な情報伝達が行われ、防災会役員が車いすを押して避難所へ避難させることができた。
- 災害時は発生後15分以内に安否確認することになっており、毎年の訓練を継続して実施していたため、深夜の地震に対してもすぐに安否確認することができた。
- 地震直後から訪問による安否確認を行っていたため、救助依頼を受けた際、家具の下敷きになっていた方を迅速に救助することができた。
- 自治会で公式LINEを作り、台風接近時には避難情報や地域内の河川カメラの情報、とるべき行動などをリアルタイムで情報提供し、早めの避難を促した。
- 自主防災組織で車いすを購入し、災害時に迅速な避難支援を行うため地域内に分散配置している。防災訓練や子ども会での車いす体験会などでも使用している。
- 民生委員や防災士と連携し、物資を取りにくることができない方を事前に把握しておき、炊き出し訓練時に、非常食配達による安否確認訓練を行っている。

  台風対策が行えない方を事前に把握しておき、台風接近時に台風対策の手伝いをしている。
- 避難支援のため自主防災組織で担架を購入している。担架要員養成のため、「筋トレサークル」を結成し、年間を通じて筋トレをするとともに、年に一度、担架搬送訓練をしている。

災害が起こったら

災害が発生した直後の行動

災害発生直後は、行政や警察、消防などの「公助」による避難支援には限界があります。地域における「共助」の活動を中心に、地域の支え合い、助け合いの力が非常に重要となります。

避難支援は支援実施者本人やご家族の安全を確保したうえで、できる範囲で行ってください。（法的責任や義務が生じるものではありません。）

大雨や台風など風水害の場合

事前の声かけで安全を確認

突然発生する地震と違い、大雨や台風は「いつ」「どのくらいの規模」のものがやって来るか予測することができます。事前に注意や避難を呼びかけ、安全の確保に努めましょう。

大雨や台風の予報

↓

避難行動要支援者へ情報伝達

避難行動要支援者の中には、自分で情報収集することが困難な方もいます。避難行動要支援者へ、「いつ大雨や台風が来るか」や「避難の準備・早期避難」の声かけをしましょう。

↓

警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発表

↓

安否確認・避難支援

自分や家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者への連絡や自宅への訪問を行うなどして安否確認を行ったり、避難を促しましょう。

自宅が浸水想定区域外で、在宅避難が可能

↓

必要に応じて、定期的な連絡など、見守りを実施

安全な場所への避難が必要

↓ 避難の促し ↓ 避難誘導 ↓

- 親戚・知人宅
- ホテル・旅館
- 指定緊急避難場所

地震や津波の場合

地震発生（強い地震・長時間の揺れ）

⚠ 経験したことのない強い地震や長時間の揺れを感じたら、津波警報や津波注意報の発表を待たずに行動します！

↓

自分や家族の身を守る

支援実施者は自分や家族の身の安全などを確保し、自宅や自宅周辺の状況を確認します。

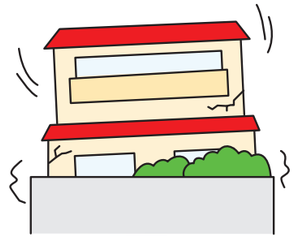

↓

避難行動要支援者の安否確認・避難支援
※近くにいるなど、時間的に余裕がある場合

近くにいるなど、時間的に余裕がある場合は、自分や家族の安全を確保した上で、安否確認や避難支援を開始しましょう。

自宅が津波浸水想定区域外で、在宅避難が可能

↓

必要に応じて、定期的な連絡など、見守りを実施

安全な場所への避難が必要

↓ 避難の促し・避難誘導 ↓

- 津波浸水想定区域外の高台や広場
- 津波避難ビル（区域外への避難が困難な人、逃げ遅れた人などが緊急に避難する場所）

⚠ 津波警報等が解除されるまでは、絶対に戻らないでください

↓ 自宅が被災して戻ることができない場合 ↓

指定避難所（小・中学校など）に避難

↓ 専門性の高い支援が必要な場合

医療機関・福祉避難所（福祉施設等）に避難

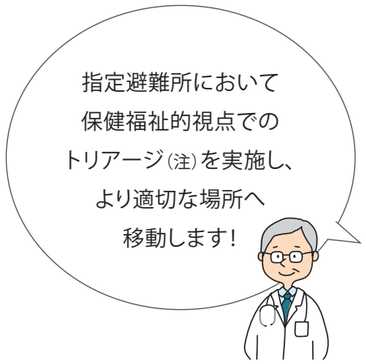

（注）保健福祉的視点でのトリアージについては、P53参照

避難時に気をつけたいこと

避難誘導の際には、事前に複数の避難経路を把握したうえで、安全なルートなのかを確認しながら、避難行動要支援者を避難所へ誘導しましょう。

避難行動要支援者それぞれの特性を理解したうえでの支援が必要です。

高齢者や傷病者

- 複数の人で対応する。
- 緊急のときはおぶって避難する。

目の不自由な人

- つえを持つ手と反対側のひじのあたりに軽く触れるか、腕や肩をかして半歩くらい前をゆっくり進む。
- 階段などの障害物を説明しながら進む。

車いすを利用している人

- 階段では2人以上で援助する。上りは前向き、下りは後ろ向きで移動する。
- 救援者が1人の場合はおぶいひもなどを利用し、おぶって避難する。

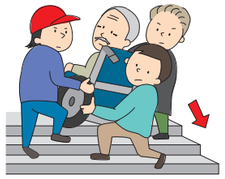

耳が不自由な人

- 口を大きく動かし、はっきりと話す。
- 身ぶりや筆談などで正確な情報を伝える。

情報伝達のポイント

- 簡潔でわかりやすい言葉を使いましょう。
- 目の不自由な人や高齢者などには、大きな声で、ゆっくり、はっきり話しましょう。耳が不自由な人には、筆談にする方法もあります。
- 文字を書くときは、大きく分かりやすい字で書きましょう。ひらがなを多く使うと、外国人や子どもなどにも伝わりやすくなります。
- 時間など数字に関する情報は、誤解などが生じる危険性があるので、文字に書くなどの配慮が必要です。
- 重要な情報は、可能ならば一軒ずつ住宅を回るなどして確実に伝えましょう。

避難後に気をつけたいこと

避難後の避難生活では、災害時に配慮が必要な人にとって、普段の環境が一変することから、生活をしていくことが厳しいものになります。

災害時要配慮者と呼ばれる方々が安心して生活を続けられるように、地域で取り組める工夫について普段から考えておくことも大切です。

地域でできる工夫の例

- 毎日の声かけ
- 炊き出しや物資の配達
- 必要なものや情報の取り次ぎ
- 交流会の開催などコミュニティづくり
- 災害時における要配慮者や家族の要望の確認
- 本人や家族の要望をもとに、専門家に相談

避難生活支援

避難する場所は様々です

避難する場所には、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所など市が指定している・協定を結んでいる場所のほかに、一時避難地や緊急避難の場所などのように地域や各家庭で話し合って決める場所もあります。さまざまな種類があり、状況によって役割も変わるので、いざというときに備え、知っておきましょう。

命を守るために一時的に避難する場所

●指定緊急避難場所

災害の危険がある場合に、身の安全を確保するために避難する場所です。

本市では、津波、洪水、土砂災害などの事態に備え、公共施設等を指定緊急避難場所として指定しています。指定緊急避難場所は、避難情報を発令した場合など、状況に応じて市が開放します。

●津波避難場所や津波避難ビル

津波の発生が予想される場合、おおむね海抜10メートル以上の広場等を「津波避難場所」として、避難が困難な方や逃げ遅れた方が緊急に避難する建物を「津波避難ビル」として市が指定しています。

●一時避難地／親戚や知人の家、自宅など安全な場所

市が指定する避難場所以外にも、地域が選定する一時避難地（安全な場所にある集会所、公園・緑地等の広場）、親戚や知人の家などに避難することが考えられます。また、既に浸水などが始まっているなど避難自体が危険な場合は、各自で判断し自宅の2階やがけから離れた部屋、近くの2階以上の建物などに緊急避難しましょう。

住まいを確認するまでの間に生活する場所

●指定避難所

被災により、自宅での生活が困難になった方が自宅の補修や他の住居を確保するまでの間に生活する場所として、市が安全を確認した後に開設します。

●福祉避難所

災害が長期化した際などに、指定避難所では避難生活が困難な方（介護が必要な高齢者や障がい児・者など）が避難生活を送る場所として、市が民間の福祉施設などと協定を結び必要に応じて開設します。

保健福祉的視点でのトリアージとは

一般の指定避難所には、病人やけが人、また高齢者や障がい児・者といった要配慮者など、様々な避難者の受入れが想定されます。医療や福祉的な配慮・支援の必要性が高い避難者については、速やかに医療機関や社会福祉施設、また福祉避難所等へ適切に移送することが必要です。そのために、治療が必要な方に優先順位を付けて、優先順位の高い方から対応していくという、災害時の医療の現場で使われる考えを福祉の分野でも取り入れるというのが、「保健福祉的視点でのトリアージ」です。

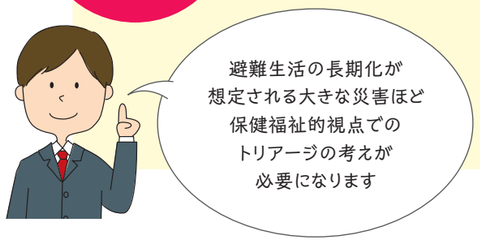

地域の支援拠点となる場所

●指定避難所

災害時、自宅の被害が軽微な場合の在宅避難や指定避難所以外で避難生活する場合に、断水や停電などで、支援が必要になることがあります。指定避難所には、地域の支援拠点としての役割もあり、行政からの支援物資や情報などのさまざまな支援、電話が使えない場合の被害報告や安否確認などについて指定避難所を中心に行い、状況によっては、給水拠点や救護所が設置されることもあります。

◆指定避難所を拠点とした情報・物資・人の流れ

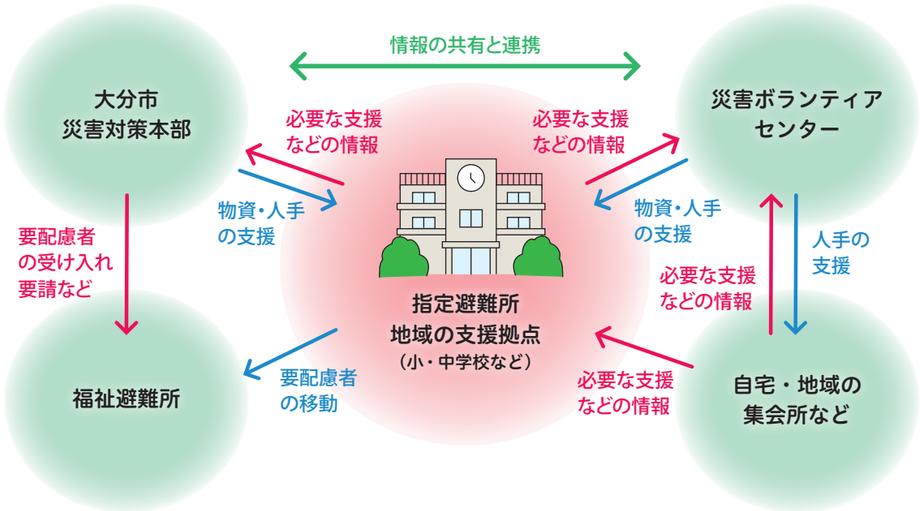

みんなで共同して避難所の運営を行いましょう

大規模災害時において、多くの市民が被災するなか、避難所を市が主体となって運営することは困難であると想定されています。

このため、すべての避難者が安心して、良好な生活環境のもとで避難生活を送ることができるよう、避難者を含む地域の方々が主体となって、お互いに助け合い、力を合わせて避難所の運営を進めていただきたいと考えます。

福祉避難所について

市より避難情報が発せられた場合や、自宅損壊等の被害が発生し、避難生活が長期化した際などに、指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい児・者などが避難生活をおくるための場所です。福祉避難所は、指定避難所へ避難後に、そのまま指定避難所での生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次的な避難所とも呼ばれています。

●対象者

避難所生活で何らかの特別な配慮を必要とする者のうち、施設入所・入院に至らない程度の在宅の要配慮者（高齢者、障がい児・者、妊産婦、乳幼児等）

※要配慮者の家族も一緒に避難可能（原則、要配慮者の付添として）

●福祉避難所の開設期間

原則として災害発生の日から７日以内

●福祉避難所の種類

高齢者施設

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 養護老人ホーム
- 生活支援ハウス
- 軽費老人ホーム

障がい者施設

- 障害者支援施設
- 就労継続支援Ｂ型事業所
- 多機能型事業所
- 生活介護事業所

その他

- 民間ホテル
- 児童福祉施設
- 特別支援学校

注意事項

- 災害時に必要に応じて開設される「二次避難所」のため、災害発生当初から利用することはできません。
- 施設等の被災状況や職員配置などによっては、避難の受け入れができないことがあります。
- 福祉避難所への移動を希望する場合は、指定避難所の責任者等に申し出るか、事前に長寿福祉課に連絡が必要です。
- 福祉避難所への移動は原則、家族または支援者が行います。
- 避難生活の際の日常生活用品や着替え、食料などは各自での準備が必要です。

◆災害発生時のフロー図

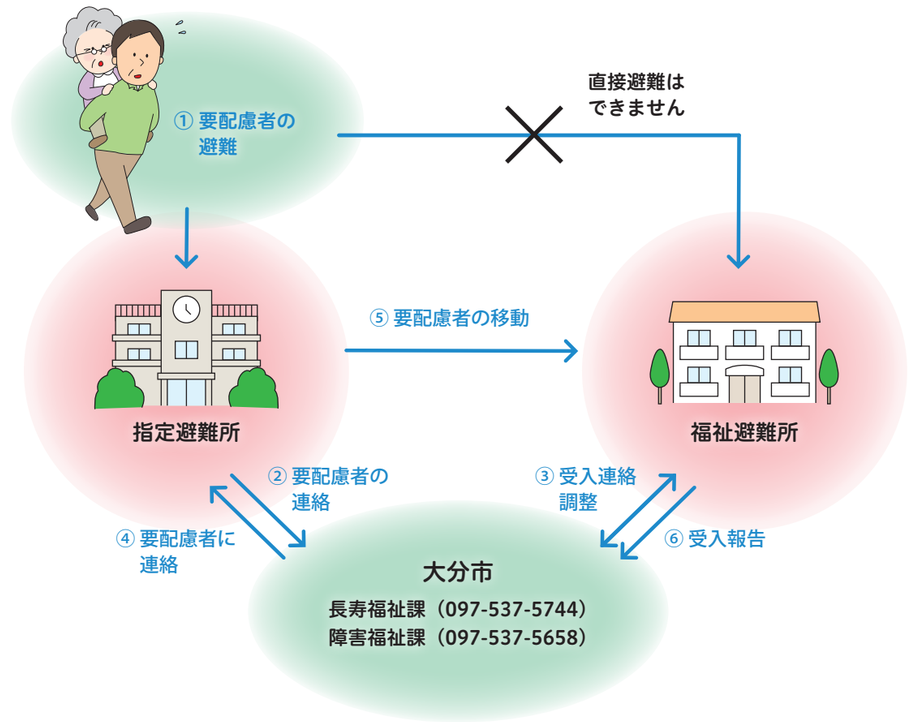

① 要配慮者の避難	災害発生時、大分市からの避難情報を受け、在宅の要配慮者は、最寄りの指定避難所に避難
② 要配慮者の連絡	福祉避難所による受入を必要とする要配慮者がいた場合、指定避難所から長寿福祉課に連絡
③ 受入連絡調整	要配慮者の状況により、各施設に受入可能かの確認・連絡調整
④ 要配慮者に連絡	受入可能となった場合、指定避難所の要配慮者に連絡
⑤ 要配慮者の移動	原則、家族または支援者により、福祉避難所に移動
⑥ 受入報告	福祉避難所は、要配慮者を受入後、ただちに長寿福祉課へ「受入報告書」を送付

支援が必要な方の特性に応じた対応

支援を必要とする方々について第1部の「知っていただきたいこと」の中でどのようなことで困っているのかをお伝えしました。

ここでは、それぞれの困りごとに対して必要なものやケアの留意点についてご説明します。

この記載からもわかるように、災害が発生した場面でこれらの全てを共助で支えることはできません。自助による準備を基本に、地域では準備の手助けや、困りそうなことの想定、相談先の確認や連携などに取り組んでいきましょう。

身体面での支援を要する方

介護を要する方

運動機能の低下などにより、自力歩行が困難な方がいます。歩行ができる方においても転倒の危険性もあるため、見守りが必要な場合があります。

加えて、体温調節能力などの、環境の変化に適応する能力が低下する傾向もあるため、配慮が必要となります。

▶接する際は…

聴力が低下していたり、発語がしづらい方もいるので、相手の言葉に、ゆっくりと耳を傾けるとともに、少し大きめの声で、丁寧に説明するなどの工夫が必要となります。

同様に、慢性的な疾患など抱えている方も多く、容態が急変・重篤化しやすい傾向もあるため、身体症状が強く出ている場合は、専門的な医療が必要となることにも留意しましょう。

▶必要になるもの

常用薬、生活用具（入れ歯や補聴器・眼鏡など）、介護用品（紙おむつなど）、衛生用品、毛布、飲み込みやすい非常食、担架など

▶ケアの留意点

心身状態に応じた日常の介護（食事、排泄、入浴、着替え、服薬など）、避難時や移動時の介助、感染症対策に係るもの

妊産婦や乳幼児の方

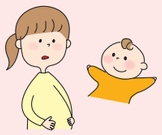

妊産婦や乳幼児の方は特に、災害により心身の状態に変化をきたしやすく、清潔・保温・栄養などの健康面に配慮が必要です。

▶接する際は…

妊産婦は走ることや重いものを持っての行動に制約を受けることがあり、乳幼児を抱えての避難は荷物が多くなるため、荷物を持つなどの支援が必要です。

▶必要になるもの

母子健康手帳や保険証、紙おむつ、粉ミルク、ミルク用のお湯、哺乳瓶、離乳食、衛生用品など

▶ケアの留意点

授乳やおむつ交換のスペース確保、乳幼児の世話、妊産婦のケア、感染症対策

肢体不自由の方

上肢（腕や手）や下肢（足）に切断や機能障がいがある方、姿勢保持などが困難な方がいます。

自力歩行や素早い避難が困難で、車いすや杖などが必要な方や、歩行が不安定で転倒などの危険性が高く見守りなどが必要な方もいます。

▶接する際は…

車いすを使用されている場合は、立った姿勢で話されると上から見下ろされているように感じるため、同じ目線で話すようにしましょう。

▶必要になるもの

杖、歩行器、車いす、補装具、避難用のひも、ロープ、担架など

▶ケアの留意点

障がいに応じた日常介護（食事、用便、入浴、着替え等）、トイレ等への移動介助、避難介助（車での避難も含む）

内部障がいのある方

内部機能（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓など）に障がいがある方がいます。また、常時、人工呼吸器や酸素ボンベなど医療機器を必要とする方もいます。

▶接する際は…

外見からは障がいが分かりにくいため、周囲の理解が得られにくい状況にあります。

また、定期的な通院・治療が必要となる方や身体的な行動が制限される方もいるため、負担をかけない対応が必要となります。

▶必要になるもの

必要とする薬剤、装具、医療機器（コンセントやポータブル電源など）、酸素ボンベ、医療機関や装具販売店のメモ

▶ケアの留意点

必要とする医療や薬剤などの判断、災害時に代替する医療機関の照会、移動（搬送）手段の提供

支援が必要な方の特性に応じた対応

情報面での支援を要する方

視覚障がいのある方

見えない方と見えにくい方がいます。

見えにくい方の中には、見える範囲が狭い方や色の区別がつかない方、まぶしさを強く感じる方などがいます。

▶接する際は…

視覚障がいの方の身体を急に引っ張ったり、身体を押したり、白杖（視覚障がいのある方が使う白い杖）を持ったりしないでください。

説明するときや移動時などは「こちら」「あちら」「これ」などの指示語を使わず、「前に３歩」「左に30センチ」など具体的に説明しましょう。

▶必要になるもの

白杖、点字器、ラジオ、携帯電話

▶ケアの留意点

音声による情報伝達、歩行介助、避難介助（車での避難も含む）

聴覚障がいのある方

聴力に障がいがあり、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。また、聴力には障がいがなく音声は聞こえるものの、言葉として正しく認識できない方もいます。

▶接する際は…

文字や図などの視覚情報を活用した状況説明に努めましょう。手話や筆談のほか、話し手の口の動きや表情で内容を読み取ることができる方もいるので、事前に最適なコミュニケーション手段を確認しましょう。

▶必要になるもの

補聴器、補聴器用の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記具、救助を求めるための笛やブザー、携帯電話やファックス

▶ケアの留意点

手話、筆談、広報掲示板、災害後の広報誌（紙）など

知的障がいや発達障がいのある方

他人とのコミュニケーションが困難で、複雑な話や抽象的な概念、あいまいな表現が理解しづらかったり、一度に複数の指示をされると混乱してしまう方がいます。

▶接する際は…

短い文章で「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明し、おだやかな口調で声をかけましょう。また、文字や絵などを組み合わせて理解しやすい方法で情報を伝えましょう。

▶必要になるもの

自宅住所や連絡先の書かれた身分証など、携帯電話、間仕切りや個室の確保

▶ケアの留意点

災害発生後に落ち着かせること、周囲の理解

精神障がいのある方

日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方がいます。外見からは障がいが分かりにくく、また、障がいのことを他人に知られたくないと思っている方もいます。

▶接する際は…

あいまいな表現は控え、不安を和らげ、気持ちを落ち着かせるようにシンプルで具体的な説明をしましょう。

外見からは障がいなどがあることが分かりにくい方もいます。困っているなと思ったらまず声をかけ、手伝ってよいか、また、何をしてほしいのかを聞いてみましょう。

▶必要になるもの

必要とする薬剤、自宅住所や連絡先の書かれた身分証など、間仕切りや個室の確保

▶ケアの留意点

災害発生後に落ち着かせること、医療、周囲の理解

外国人の方

災害時に使われる日本語が難しくて情報が理解できなかったり、習慣の違いなどにより地域の輪に入れず、孤立して不安を感じる方がいます。

▶接する際は…

自分から積極的に挨拶をし、やさしい日本語で話しかけてみましょう。言葉が通じないときはジェスチャーや絵を使って情報を伝えましょう。

▶必要になるもの

無料翻訳アプリ「VoiceTra」などの翻訳アプリがインストールされたスマートフォン、多言語辞書など

▶ケアの留意点

災害や緊急時の専門用語も含めた通訳・翻訳、食べ物や宗教など習慣への配慮、避難所の情報提供

◎大分市防災メールの登録方法

登録・変更方法

メール配信を希望する方は登録が必要です。メール配信サービスの登録・変更は、携帯電話またはパソコンから「entry@b-oita.jp」へ空メールを送信すると、登録用URLがメールで届きますので、そのURLにアクセスし画面の指示に従い本登録をしてください。

※携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、登録される前に「bousaimail@b-oita.jp」からの受信が可能なように設定を行ってください。

二次元コードを読み取れる携帯電話をお持ちの方は、右の二次元コードを読み取って空メールを送信できます。

問合せ先

避難行動要支援者に関すること
（名簿や個別避難計画など）

大分市福祉保健部　福祉保健課
避難行動要支援者対策担当班
TEL 097-585-6022　FAX 097-534-6260

福祉避難所に関すること

大分市福祉保健部　長寿福祉課
TEL 097-537-5679　FAX 097-534-6226

防災活動に関する一般的なこと

大分市総務部防災局　防災危機管理課
TEL 097-537-5664　FAX 097-533-0252

みんなで準備
みんなで避難

災害時要配慮者の避難支援の手引き
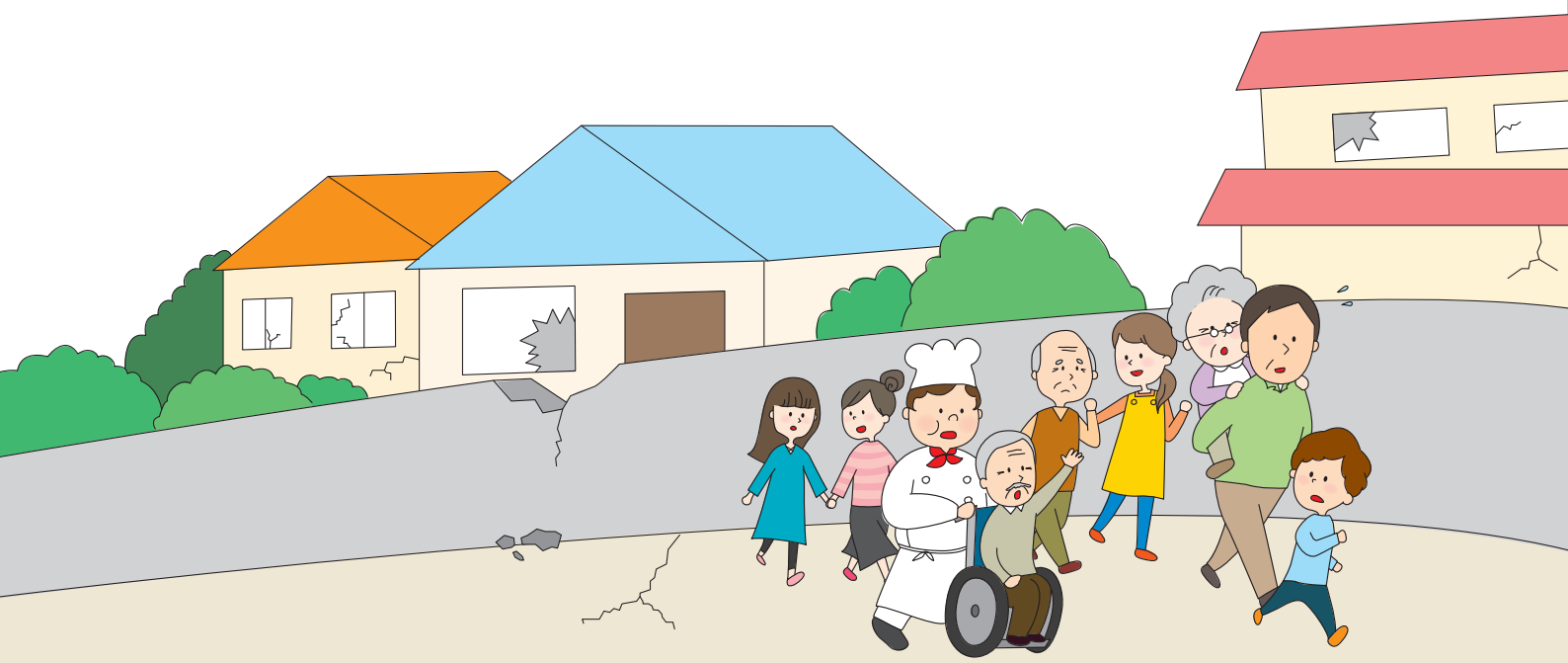
令和５年４月発行
発行：大分市災害対策本部　被災者救援部
（大分市福祉保健部　福祉保健課）
〒870-8504　大分市荷揚町2番31号